

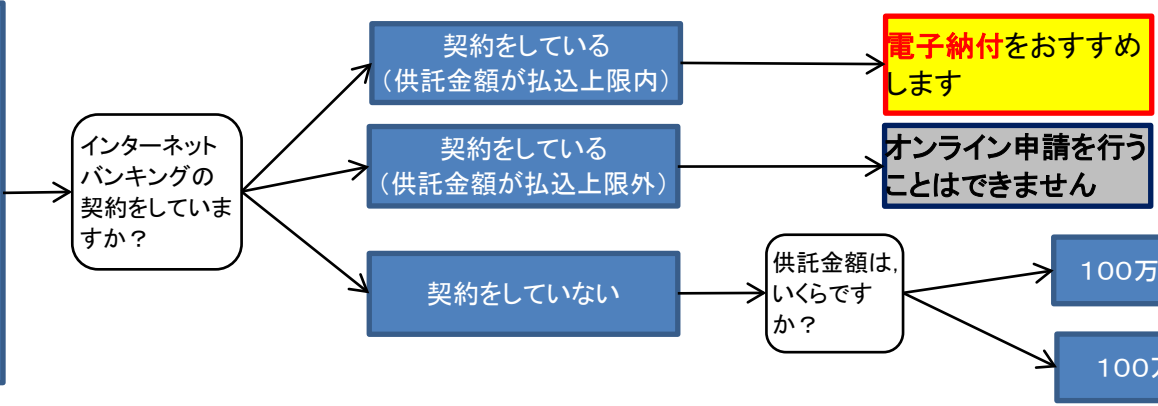
👉 供託金おすすめ納付方法 診断

✓ 供託を申請するには、以下の3つの方法があります。どの方法で申請しますか？

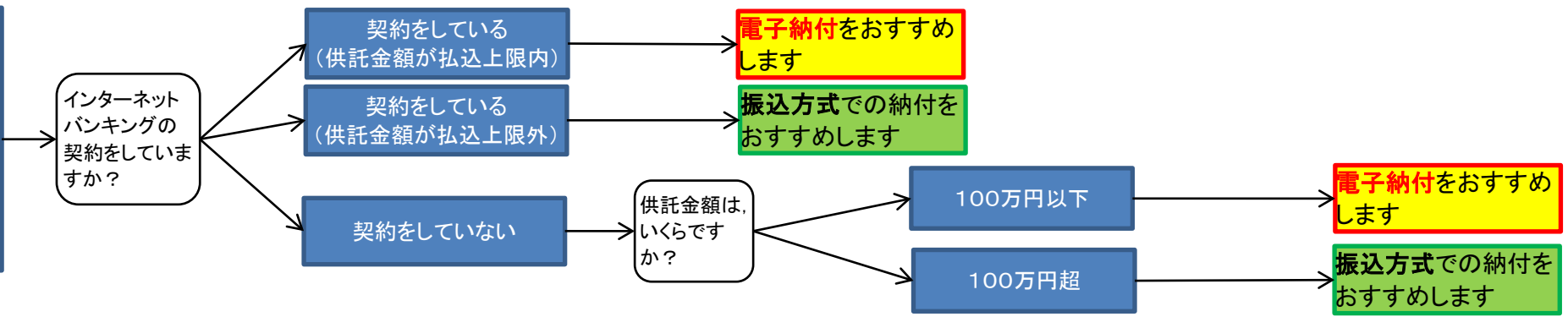
◎電子納付とは

国庫金などを取り扱う金融機関のATMやインターネットバンキングなどを利用して納付する方法です。
振込手数料が原則、不要です。また、当該金融機関の預金口座を利用すれば、現金を持ち運ぶ危険もありません。
取引額に上限(ATMの場合100万円(1万円札が100枚まで)が上限の銀行が多いです。インターネットバンキングの場合は、契約の際に設定した金額)があります。
供託書正本の交付は、入金確認後となります。

オンラインで申請する
供託所の窓口に向くことなく、供託書をインターネットを通じてオンラインで申請することができます。大変便利な方法です。
なお、供託金の納付は電子納付で行う必要があります。



郵送で申請する
郵送等で供託所に供託書を送付して申請する方法です。
なお、郵送に時間がかかりますので、時間に余裕のない供託には適していません。



供託所の窓口で申請する
供託は全国に300か所余りある管轄の供託所で申請する方法です。

